

# 石川県バリアフリー施設整備促進融資制度

## 応援します！民間施設のバリアフリー化を！



店舗など誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどをつくらうとする際には、バリアフリー化が必要です。  
【平成16年4月から原則として1,000㎡以上の施設は義務付け】



石川県では、高齢者や障害のある人を含むすべての県民が安全で快適な生活を営むことができるバリアフリー社会の実現を目指して、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を平成9年に制定しました。

この条例では人にやさしいまちづくりを進めるため、不特定多数の方が利用する公益的施設（医療施設、スーパーマーケット、飲食店、旅館、理髪店など）のバリアフリー化のための整備基準が定めてあります。

石川県では、民間施設のバリアフリー化を進めるため、この整備基準によりバリアフリー化しようとする事業者の方々を支援するための低利の融資制度を設けています。是非、ご利用ください。

### ● 融資制度の概要 令和5年度 ●

融資対象 (公益的施設の整備を行う 民間事業者)		融資限度額	融資利率	融資期間	信用保証	
新築等	整備基準を 遵守して行う整備 (増改築などを含む)	3,000万円 (ただし、工事費 の20%以内)	年1% (R5.4現在)	10年以内 (うち据置 3年以内)	付保	取扱金融機関 所定の扱い による
改修	整備基準に 適合させるために 一体的に行う整備 (如-ア、昇降機、車いす対応トイレの設置等)	1,000万円			保証料 (年)	保証協会の 定める率
取扱 金融 機関	商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、石川県信用農業協同組合連合会					

※整備基準の適合などについて県の認定を受けた後、取扱金融機関へ借り入れの申し込みを行い、融資審査を経ることが必要です。

※融資審査の内容、担保、保証人、信用保証の付保などは、取扱金融機関所定の扱いによります。別途金融機関にご相談下さい。

※県への認定申請は工事着手前に行う必要があります。

#### 【お問い合わせ・認定申請先】

石川県健康福祉部厚生政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL. 076-225-1478 FAX. 076-225-1409

※公益的施設、整備基準の内容や認定申請書の様式などは下記のホームページの「バリアフリー情報」でご覧になれます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/index.html>

建築物が完成したときは

# 適合証の交付を申請しましょう!

すべての人にやさしい建築物をひろめるために・・・

条例に定める整備基準を遵守して建てられた  
公益的施設（特定公益的施設を含む）は、  
「適合証」の交付を申請することができます。  
適合証が交付された建築物は、県のホーム  
ページなどで公表されます。

※適合証の交付施設、交付請求書の様式は、  
下記の石川県ホームページをご覧ください。  
[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/baria  
free-tekigouhou.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-tekigouhou.html)

※ご希望の方には、建築物の壁等に掲示でき  
るプレートも交付します。

**適合証**  
これはひとにやさしい  
建築物です。



石川県バリアフリー社会の推進に関する条例



## 【適合証の問い合わせ先】

- 石川県の各土木総合事務所建築課
- 特定行政庁（金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市）の建築確認窓口
- 石川県土木部建築住宅課（TEL. 076-22-1778）